

2017年4月1日改訂

記事の転載等を希望される方へ

朝日学生新聞社

正規の手続き

記事の転載を希望される方は、添付した転載許諾申請書に必要事項を記入し、代表者又は担当部局の責任者が記名・捺印した上で、弊社の管理担当までご郵送ください。恐縮ですが、切手を貼った返信用封筒を同封していただくようお願いいたします。

弊社に申請書が届いてから、通常3営業日以内に許諾書を発送いたします。

簡便な手続き

著作権の申請・許諾の手続きは申請者にとっても許諾者にとっても大きな労力がかかります。弊社では簡便な手続きにご協力いただける方の申請書は、ファックスで受け付けております。この場合には、法人の代表者又は担当部局の責任者のお名前を記入していただくだけでよく、捺印は不要です。ただ、弊社も許諾書はファックスもしくは電子メールで送付いたします。電子メールでの申請をご希望の方は、問い合わせ先までご連絡ください。担当者の電子メールアドレスをお知らせします。

著作権料算定の概略

著作権料は、転載される書籍等の発行部数や使用方法に応じて決定しています。詳細は申請をいただいた後にお知らせします。(例：書籍への転載、発行部数150部以下で記事1本につき5,000円(税抜))紙面イメージをそのまま書籍に転写される場合、その中に写真が含まれていても別に著作権料はいただきません。写真と記事を一体として扱います。ただし、弊社に著作権がない写真につきましては、原則申請者の方で著作権を保有する団体へ転載許諾申請を行ってください。

高画質の写真データや記事データの提供は、著作権料とは別に提供料が必要となります。なお、以上の著作権料とは別に事務手数料が必要となります。

以上